

社会的養護 —保育士の役割とは—

子ども学科 佐久間美智雄

児童福祉法

▶ 第6節 保育士

- ▶ **第18条の4** この法律で、
保育士とは、第18条の18第1
項の登録を受け、保育士の名称を
用いて、専門的知識及び技術を
もって、**児童の保育及び児童の保**
護者に対する保育に関する指導を
行うことを業とする者をいう。

保育所保育指針

- ▶ 保育所の役割（一部）
- ▶ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

保育士が対象とする領域

- ▶ 子ども
- ▶ 保護者（家庭）
- ▶ 地域（子育て支援）

背景にあるもの

子どもの発達の基盤は家庭にある。



子どもを取り巻く環境の変化に伴い、
育児疲労、育児不安など多様な問題



深刻な児童虐待につながることもある。



子育ての社会的支援が必要となってきた。

広がる「こども食堂」

増え続ける 児童虐待の相談件数

社会的養護

- ▶ **社会的養護**とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

(厚生労働省ホームページより)

- ▶ → **里親・乳児院・児童養護施設など**

児童福祉施設

- ▶ 保育所
- ▶ 児童館
- ▶ 乳児院
- ▶ 児童養護施設
- ▶ 障害児施設 など

乳児院

乳児院は何らかの事情により、親との生活が困難である子どもを保護、養育するための施設（児童福祉法37条に定められた入所型児童福祉施設）

配置すべき専門職

医師

看護師

保育士

児童指導員

心理職 など

児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもなどを養護し、自立の援助などを行なう児童福祉施設（児童福祉法41条に定められた入所型児童福祉施設）

配置すべき専門職

嘱託医

保育士

児童指導員

心理職 など

障害児施設

障害児を対象とした施設で「入所」と「通所」がありそれぞれ「福祉型」「医療型」に分けられる。(児童福祉法42条、43条)

配置すべき専門職

医師

看護師

保育士

児童指導員

作業療法士・理学療法士 など

▶ 保育士には

▶ 保育所保育士と施設保育士
とがある

▶ **保育士は幅広い
領域で活躍できる
魅力ある職業です。**

